

<平成29年6月定例会議案概要>

・第44号議案 越谷市税条例の一部を改正する条例制定について

地方税法の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

(1) 個人市民税関係

- ① 控除対象配偶者に係る条文整備《平成31年1月1日から施行》
- ② 住宅ローン控除の対象入居期間を2年半延長し、平成33年12月31日までとするもの《公布の日から施行》
- ③ 肉用牛の売却による事業所得に係る所得割額の免除措置の適用期限を3年延長し、平成33年度までとするもの《公布の日から施行》
- ④ 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る軽減税率の適用期限を3年延長し、平成32年度までとするもの《公布の日から施行》

(2) 法人市民税関係

地方法人税（国税）の税率が4.4%から10.3%（県民税分+2.2%、市民税分+3.7%）に引き上げられることに伴い、法人市民税法人税割（市税）の税率について、国税の引上げと同率分を引き下げるもの《平成31年10月1日から施行》

資本金等の額	法人税額	税率	
		改正前(現行)	改正後
1億円を超えるもの	—	12.1%	8.4%
1億円以下のもの	年額500万円を超えるもの	12.1%	8.4%
	年額500万円以下のもの	10.3%	6.6%

(3) 軽自動車税関係

新たな税区分として環境性能割の創設等を行うもの《平成31年10月1日から施行》

<現 行>軽自動車等の所有者に対し、種別、総排気量等の区分に応じて課税

<改正後>

種別割：軽自動車等の所有者に対し、種別、総排気量等の区分に応じて課税

環境性能割：3輪以上の軽自動車の取得者に対し、環境への負荷の低減に資する程度に応じて課税

* 環境性能割の税率 … 燃費基準値達成度等に応じて、非課税・1%・2%・3%の4段階
(税率について当分の間、上限2%とするなどの軽減特例あり)

* 環境性能割の課税標準 ① 新車：販売価格

② 中古車：新車販売価格×経過年数に応じて総務大臣が定める割合

※ 環境性能割（市税）の創設に伴い、自動車取得税（県税/課税標準×税率2%）は廃止
(自動車取得税の税率は、燃費基準値達成度等に応じて、軽減特例あり)

(4) 固定資産税関係

緑地保全・緑化推進法人（非営利法人又は都市における緑地の保全・緑化の推進を図ることを目的とする会社で申請により市が指定する法人をいう。）が市の認定を受けた計画に基づき設置した市民緑地（市民の利用に供する緑地・緑化施設をいう。）の用に供する土地に係る課税標準特例措置（わがまち特例）の創設に伴い、当該特例の割合を定めるもの《都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行し、平成31年3月31日までに設置したものについて3年度分に限り適用》

法の規定	条例で定める割合
3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	3分の2

・第45号議案 越谷市都市計画税条例の一部を改正する条例制定について

地方税法の一部改正により、緑地保全・緑化推進法人が市の認定を受けた計画に基づき設置した市民緑地の用に供する土地に係る課税標準特例措置（わがまち特例）が創設されることに伴い、当該特例の割合を定めるもの。都市緑地法等の一部を改正する法律の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行し、平成31年3月31日までに設置したものについて3年度分に限り適用

法の規定	条例で定める割合
3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合	3分の2

・第46号議案 越谷市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

越谷市消防署谷中分署の移転に伴い、位置を改めるもの。平成29年9月1日から施行
改正前：越谷市谷中町四丁目23番地 → 改正後：越谷市谷中町四丁目92番地1

・第47号議案 越谷市子ども・子育て支援法施行条例の一部を改正する条例制定について

子ども・子育て支援法施行令の一部が改正され、里親の定義規定が整理されたこと及び「情緒障害児短期治療施設」の名称が「児童心理治療施設」に改められたことに伴い、条文整備を行うもの。公布の日から施行

・第48号議案 旧看護専門学校等解体工事請負契約の締結について

(1) 契約の目的：旧看護専門学校等解体工事

(2) 契約の方法：一般競争入札による契約

(3) 契約金額：2億4,298万1,640円

(4) 履行期限：平成30年3月15日

(5) 契約の相手方：高元建設株式会社

(6) 解体建物の構造及び規模

① 旧看護専門学校本棟：鉄筋コンクリート造2階建、延べ面積1,448.07㎡

② 旧看護専門学校増築棟：鉄筋コンクリート造（一部鉄骨造）3階建、延べ面積435.51㎡

・第49号議案 町の区域を変更することについて

越谷都市計画事業東越谷土地区画整理事業により公共施設の整備が完了することに伴い、東越谷六丁目から十丁目までの区域を変更するもの。

・第50号議案 越谷市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例制定について

農業委員会等に関する法律の一部が改正されたことに伴い、越谷市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるもの。附則において、越谷市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例を一部改正し、農地利用最適化推進委員の報酬を月額50,000円、費用弁償を1日につき2,500円とする。平成30年4月27日（現在の越谷市農業委員会の委員の任期満了日の翌日）から施行

(1) 法改正の内容等

		改正前(現行)	改正後	
法律	名称	農業委員会委員(*1)	農業委員会委員 (合議体としての意思決定を行う者)	農地利用最適化推進委員 (農地等の利用の最適化の推進のための現場活動を行う者)
	任期	3年	3年	農業委員会委員の任期満了の日まで在任(任期満了後も後任の推進委員が就任するまでは、なおその職務を行う)
	選任等	【市町村長の選任】 ①農業協同組合、農業共済組合、土地改良区がそれぞれ推薦した理事又は組合員 各1人 ②議会が推薦した農業委員会の所掌事項につき学識経験を有する者 4人以内 【選挙】 被選挙権を有する者 40人以内 (条例で定める人数)	農業に関する識見を有し、農地等の利用の最適化の推進に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関しその職務を適切に行うことができる者のうちから、 <u>市町村長が、議会の同意を得て、任命</u>	農地等の利用の最適化の推進に熱意と識見を有する者のうちから、 <u>農業委員会が委嘱</u>
条例	定数	【選挙】 20人	14人(*2)	13人

*1 平成28年4月1日時点で在任中の農業委員会委員は、その任期満了の日までの間に限り、なお従前の例により在任する。

*2 改正後の農業委員会委員は、法律により次の要件あり

- ・ 委員の過半数は認定農業者（農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画を作成し、市町村が作成する基本構想に照らして市町村の認定を受けた農業者）
- ・ 農業者以外で利害関係のない者を1人以上
- ・ 年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮（女性・青年の積極的登用）

(2) 廃止条例（附則）

- ① 越谷市農業委員会の選挙による委員の定数条例（定数20人）
- ② 越谷市農業委員会の選挙による委員の選挙区及び各選挙区定数条例（第1区：10人、第2区：10人）

・第51号議案 財産の取得について（学校給食用厨房機器）

(1) 取得財産：学校給食用厨房機器

	真空冷却機	冷蔵庫
第一学校給食センター	3台	6台
第二学校給食センター	2台	4台
第三学校給食センター	3台	6台
合 計	8台	16台

(2) 取得価格：1億2,636万円

(3) 契約の相手方：日本調理機株式会社 埼玉営業所